

人事委員会議事録（第1769回）

1 開催日時

令和8年2月18日（水）15:00～17:00

2 開催場所

3委員会第2会議室

3 会議に出席した者

委員	大久保 和 代	委員長
	長 尾 真	委員
	中 上 幹 雄	委員
事務局職員	三 宅 ゆかり	事務局長
	北 守 人	任用給与課長
	川 崎 勝 之	任用給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件（第1768回）

人事委員会議事録（第1768回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和8年（措）第1号事案）

任用給与課長が、令和8年2月13日付けで措置要求を受理するとともに、中上幹雄委員を事務担当者に指名する旨を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第3号議案

措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和8年（措）第2号事案）

任用給与課長が、令和8年2月16日付けで措置要求を受理するとともに、中上幹雄委員を事務担当者に指名する旨を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第4号議案

採用選考試験（第2回）最終合格者決定の件

任用給与課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（2月20日）等を説明

した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

第5号議案

児童自立支援専門員採用選考試験最終合格者決定の件

任用給与課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（2月20日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

第6号議案

任期付職員の採用承認の件

任用給与課長が、標記職員の採用理由等を説明し、審議の結果、原案どおり承認した。

（委員）

任期付職員は、任期満了後はどうなるのか。

（事務局）

任期付職員の任期は5年で、5年を超えない範囲で更新が可能である。また、5年の任期満了後は、1回に限って再任を認めており、過去にも事例がある。

（委員）

定年退職前の方は、現職のまま昇任で院長になるのではなく、一旦退職して特定任期付職員として院長になるのか。

（事務局）

そのとおりである。公立病院の経営は全国的に厳しい状況にあり、今後は院長にも経営面での重責を担っていただく必要がある。そのため、給与面等で少し処遇の良い特定任期付職員として改めて採用するものである。

第7号議案

採用選考並びに職務の級及び号給決定の件

任用給与課長が、各任命権者から請求のあった採用選考（発令予定：令和8年3月26日、4月1日）並びに職務の級及び号給について説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第8号議案

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件

任用給与課長が、標記条例の制定に伴う意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

県政改革方針に基づき防災監等の給与抑制措置を行うというのは。

(事務局)

本件の財政状況を踏まえて、従前から給与抑制措置を行っている。知事、副知事等の特別職についても同様である。

(委員)

防災監の職務はどのようなものか。また、防災監に部下はいるのか。

(事務局)

災害等の非常時においては、副知事とともに災害対策副本部長となり災害対策本部長である知事を助け、平常時においては、防災・減災対策等の職務を担っている。危機管理部長の上の位置づけで、危機管理部を掌握している。

第9号議案

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件

任用給与課長が、標記条例の制定に伴う意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

部活動は、地域移行でなくなるわけではないのか。

(事務局)

地域移行の話はあるが、現状、部活動の指導業務はある状況である。

(委員)

「業務の特殊性を考慮して」とあるが、何が特殊なのか。

(事務局)

今回の部活動指導業務の他に、災害時の対応、入学試験の対応や修学旅行の引率等が特殊業務手当の支給対象となっており、いずれも授業外で行うものである。

第10号議案

公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件

任用給与課長が、標記条例の制定に伴う意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

へき地手当に準ずる手当は一時金で支給されるのか。

(事務局)

要件を満たせば、6年目まで毎月支給されるものである。

(委員)

へき地手当とへき地手当に準ずる手当は、両方支給されるのか。

(事務局)

そのとおり

第 11 号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

任用給与課長が、標記規則の改正内容を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

休憩時間に何かあった場合は、休憩時間にもかかわらず対応しないといけないというとか。

(事務局)

順番に休憩をとるので、基本的には、休憩時間でない者が対応することとなる。

(委員)

一斉に休憩時間を与えなくてよいのか。

(事務局)

警察、消防等については例外的に、一斉に休憩時間を与えないことが認められている。

第 12 号議案

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

任用給与課長が、標記規則の改正内容を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

短期介護休暇の付与日数は年間か。

(事務局)

そのとおり

(委員)

付与日数が 5 日で取得単位に 1 時間とあるのは、年間で 5 日間相当の時間分が付与されるということか。

(事務局)

そのとおり

協議事項 1

令和 8 年度職員採用試験の見直し

任用給与課長が、標記試験の見直し内容について説明した。

報告事項 1

令和 8 年度職員採用試験実施日程

任用給与課長が、標記試験の日程等について報告した。

報告事項2

兵庫県職員高卒程度ガイダンスの実施

任用給与課長が、標記ガイダンスの内容等について報告した。

報告事項3

任命権者が行った処分

任用給与課長が、教育委員会が行った4件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉 会